

千葉市公告第313号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年4月7日

千葉市長 神谷俊一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

千葉市美浜区高洲コミュニティセンターLED照明賃貸借 1式

(2) 調達物品の特質等

仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

令和8年9月1日から令和13年8月31日まで

(4) 納入期限

令和8年8月31日

(5) 納入場所

千葉市美浜区高洲コミュニティセンター（千葉市美浜区高洲3-12-1）

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和8・9年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

(3) 令和3年度から令和7年度までに、本市又は国、県若しくは他の自治体において同種・同規模の業務を履行した実績があること。

3 契約事務担当課

〒261-8733 千葉市美浜区真砂5丁目15番1号

美浜区役所 地域づくり支援課 支援第一班

電話 043-270-3122

メールアドレス chiikizukuri.MIH@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書等の配布 千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内「物品」の下記リンクの当事業の箇所からダウンロードすること。

<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujo/anken/buppin/index.html>

- (2) 提出場所等 公告日から令和8年4月20日（月）までに、前記3の契約事務担当課に持参又は郵送により提出すること。（持参による場合は、上記期間のうち閉庁日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時までとし、郵送による場合は令和8年4月20日（月）必着とする。）

5 入札説明書の交付

前記4（1）同様、千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内「物品」の下記リンクの当事業の箇所からダウンロードすること。

<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujo/anken/buppin/index.html>

6 仕様書等に関する質問の受付

- (1) 受付期間 公告日から令和8年4月20日（月）午後5時00分まで
(2) 提出方法 前記3の契約事務担当課に電子メールにて提出すること。
(3) 質問に対する回答期限 令和8年4月24日（金）までに電子メールにて回答する。

7 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時 令和8年4月30日（木）午後2時00分（郵送の場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く入金日前日の午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。）
(2) 入札及び開札の場所 美浜区役所3階 3-2会議室
(3) 入札方法 入札金額は、契約期間全体の総額を記載すること。
（参考：入札金額＝月額×契約月数（60か月）の税抜額）
(4) 入札保証金 要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条各号に該当する場合は、免除とする。）
(5) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。
(6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 その他

- (1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条各号に該当する場合は、免除とする。）
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等については、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。
- (5) 詳細は、入札説明書による。